

令和5年度 第1回

岡山県自立支援協議会 就労支援部会

会議資料

日時：令和5年9月27日（水）

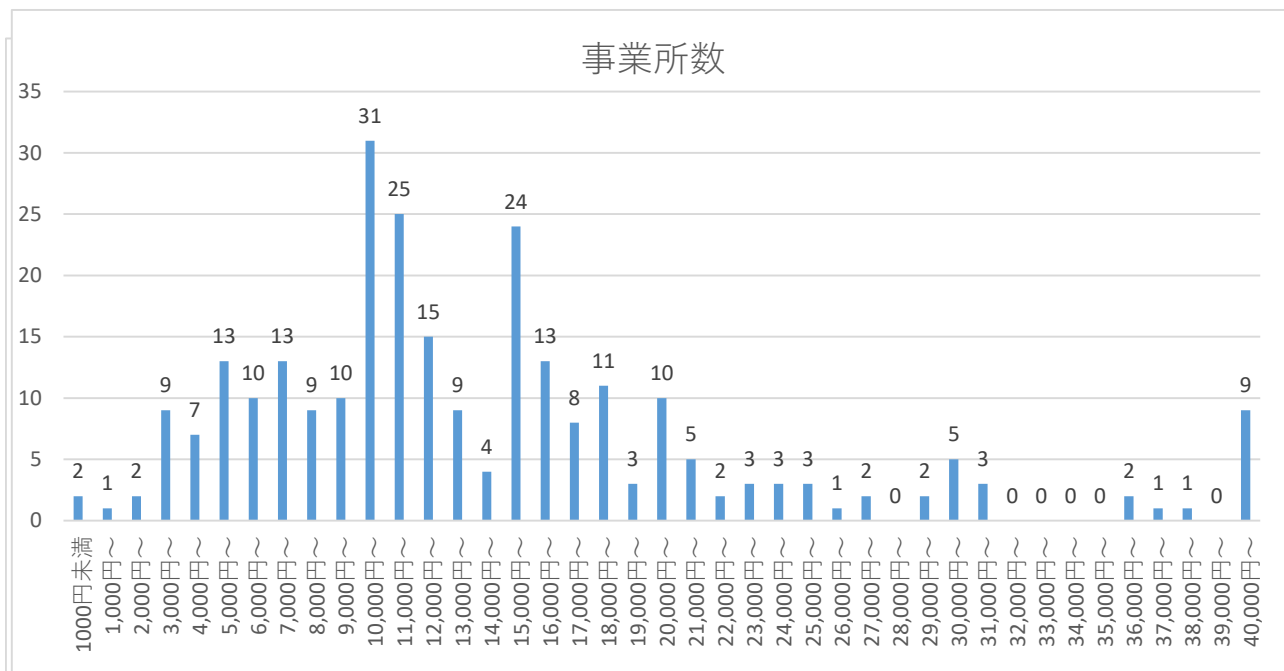
場所：岡山県庁3階 大会議室

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

岡山県内の工賃（賃金）の現状等

○令和4(2022)年度平均工賃月額実績の状況(就労継続支援B型事業所)

令和4(2022)年度平均工賃実績について、利用実績があったと県に報告のあった就労継続支援B型事業所(271事業所)を取りまとめたところ、その内訳等は次のとおりとなっています。



このグラフは、工賃実績月額別の事業所の数を表しています。

平均値は15,264円、中央値は12,230円、最頻値は10,000円以上11,000円未満で、31事業所あります。10,000円以上11,000円未満及び15,000円以上16,000円未満に極値があり、これらの工賃月額が事業所の指針となっていることがわかります。目標工賃月額(15,700円)を超えたものは92事業所であり、全体の30%超を占めます。

○週平均労働時間別の平均工賃月額

週平均労働時間	事業所数	平均工賃月額
25時間以上	19	21,699円
20～25時間	49	20,667円
15～20時間	80	16,430円
10～15時間	82	11,960円
10時間未満	41	7,862円
1事業所平均15.9時間	271	15,264円

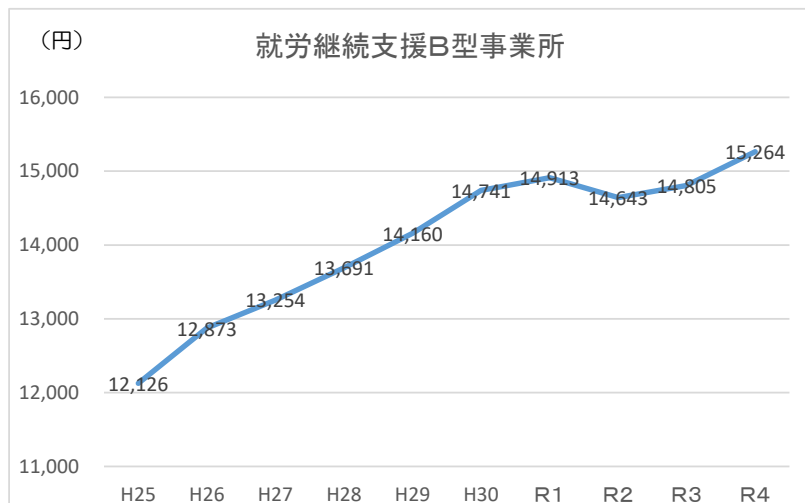
※1人当たりの週平均労働時間が20時間未満の事業所は203事業所であり、全体の75%弱を占めています。

この表は、一人当たりの週平均労働時間ごとに事業所をグループ分けし、グループごとに平均工賃月額を算出したものです。

週平均労働時間は、10～15時間及び15～20時間が大半を占めています。週平均労働時間が短くなるにしたがい、平均工賃月額も下がり、10～15時間及び10時間未満の平均工賃月額では、目標工賃月額を下回っています。

なお、事業所全体では、1事業所当たりの週平均労働時間は、15.9時間です。

○工賃(賃金)月額実績の年度別推移



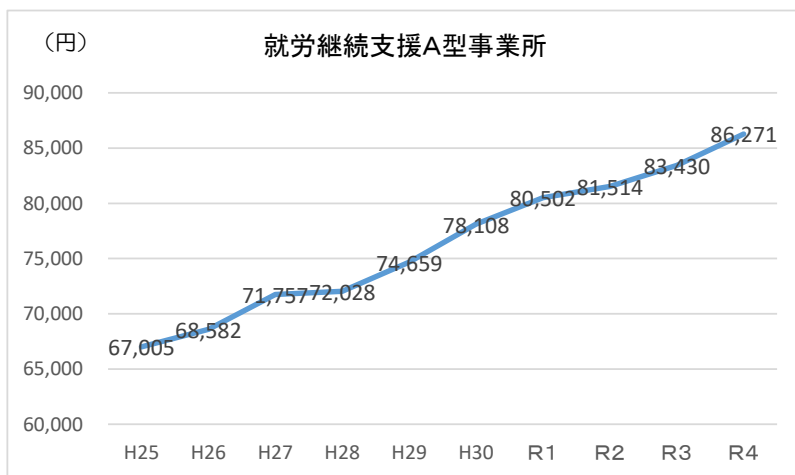
過去5年間で、B型事業所の事業所数は200から271へと35%超増加し、定員も1000人以上増加しました。

工賃月額、令和2年度は減少しましたが、その後は上昇し、令和4年度には令和元年に記録した最大値を更新しました。

就労継続支援B型事業所

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
工賃月額(円)	12,126	12,873	13,254	13,691	14,160	14,741	14,913	14,643	14,805	15,264
伸び率(1年間)	2.51%	6.16%	2.96%	3.30%	3.43%	4.10%	1.17%	-1.81%	1.11%	3.10%
伸び率(3年間)	10.57%	16.21%	12.05%	12.91%	10.00%	11.22%	8.93%	3.41%	0.43%	2.35%
事業所数	145	160	166	175	187	200	215	223	242	271
定員合計(人)	3,006	3,331	3,470	3,663	3,958	4,217	4,533	4,707	5,096	5,564

(参考)



A型事業所は、過去5年間に事業所数、定員ともに減少傾向を示しています。

工賃(賃金)月額は、微増ながら上昇傾向を示しています。

就労継続支援A型事業所

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
賃金月額(円)	67,005	68,582	71,757	72,028	74,659	78,108	80,502	81,514	83,430	86,271
伸び率(1年間)	1.84%	2.35%	4.63%	0.38%	3.65%	4.62%	3.06%	1.26%	2.35%	3.41%
伸び率(3年間)	0.53%	2.54%	9.06%	7.50%	8.86%	8.85%	11.76%	9.18%	6.81%	7.17%
事業所数	104	126	153	170	161	147	137	130	125	127
定員合計(人)	1,789	2,336	2,818	3,201	2,901	2,555	2,479	2,362	2,316	2,277

○工賃支払額と労働時間数の推移

年度	事業所数	工賃支払総額	労働時間数 (※1)	工賃支払対象者人数 (※2)	平均工賃額 (※3)
平成29年度	187	624,590,159円	76時間/人・月	3,676人/月	185円
			3,373,503時間	44,111人	14,160円
平成30年度	200	686,687,132円	76時間/人・月	3,882人/月	194円
			3,535,181時間	46,582人	14,741円
令和元年度	215	733,439,310円	75時間/人・月	4,098人/月	198円
			3,706,540時間	49,180人	14,913円
令和2年度	222	740,829,793円	75時間/人・月	4,216人/月	196円
			3,788,734時間	50,593人	14,643円
令和3年度	242	787,939,829円	74時間/人・月	4,435人/月	201円
			3,927,079時間	53,220人	14,805円
令和4年度	271	867,207,572円	71時間/人・月	4,735人/月	214円
			4,051,081時間	56,815人	15,264円

(※1) 労働時間数 上段：1人当たりの月労働時間数 下段：総労働時間数

(※2) 工賃支払対象者人数 上段：1月当たりの工賃支払対象者人数 下段：工賃支払対象者延人数

(※3) 平均工賃額 上段：平均工賃時間額 下段：平均工賃月額

○県における障害者就労支援施設等からの物品等の調達実績

令和4(2022)年度調達実績

種類		件数	金額
役務		223件	22,053千円
	印刷	89件	11,272千円
	クリーニング	70件	508千円
	清掃・施設管理	14件	4,295千円
	情報処理・テープ起こし	7件	510千円
	飲食店等の運営	1件	0千円
その他の役務	43件	5,468千円	
物品		60件	3,594千円
	事務用品・書籍	21件	1,164千円
	食料品・飲料	8件	296千円
	小物雑貨	21件	1,514千円
	その他の物品	10件	620千円
合計		283件	25,647千円

過去6年間の推移

年度	件数	金額
平成29年度	347件	18,731千円
平成30年度	324件	20,127千円
令和元年度	377件	24,254千円
令和2年度	251件	25,777千円
令和3年度	304件	31,082千円
令和4年度	283件	25,647千円

○福祉施設から一般就労への移行者数

令和4(2022)年度移行者数実績

就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	移行者数計
235人	128人	37人	0人	0人	12人	412人

過去10年間の推移

年度	移行者数	H24年度からの増加割合
平成24年度	99人	—
平成25年度	124人	1.3倍
平成26年度	150人	1.5倍
平成27年度	199人	2.0倍
平成28年度	180人	1.8倍
平成29年度	310人	3.1倍
平成30年度	411人	4.1倍
令和元年度	350人	3.5倍
令和2年度	324人	3.3倍
令和3年度	357人	3.6倍
令和4年度	412人	4.2倍

※福祉施設から一般就労への移行者数については、令和4年度は平成24年度の移行者数の約4.2倍と大幅に増加しています。

※移行者数の数値把握について

- ・平成24年度～27年度は「就労移行等実態調査」の報告数値（国調査）
- ・平成28年度は市町村、平成29年度以降は事業所からの報告数値（県調査）

令和5(2023)年度 県における主な障害者雇用対策

R5. 9. 27 岡山県労働雇用政策課

1 障害者雇用の普及・啓発

(1) 雇用の場の確保に向けた要請行動

知事、教育長及び岡山労働局長による経済団体への要請行動や3者連名による県内事業主に対する要請文の発出により、障害のある人の雇用の場の確保や法定雇用率達成企業数の拡大を働きかけるとともに、法定雇用率制度の周知・啓発を図る。

《R4(2022)年度》 6/7 《R5(2023)年度》 6/7

(2) 普及・啓発

優秀勤労障害者や障害者雇用優良事業所の表彰、セミナー等を行う「障害者ワークフェア・インおかやま」を開催し、障害のある人の適性或能力に応じて就業の場が確保され、雇用の安定が図られる社会の実現に向けた普及・啓発を図る。

《R4(2022)年度》 11/8 (ピュアリティまきび) 参加者98名

(表彰) 知事：個人3名、事業所1社 部長：個人6名、事業所6社

2 障害のある人の雇用・就業の促進

(1) 障害者就職準備講習会・就職面接会の共同開催

① 就職準備講習会

岡山労働局(ハローワーク)と連携して特別支援学校高等部の生徒(1・2年生)に対して、就労の意義と職業人としての心構え等必要な知識を身につけることを目的として、企業訪問による職業講話聴講や職場見学会を実施し、職業的に自立する意欲を高める。

《R4(2022)年度》 9/21 岡山西支援学校、9/26 岡山大学教育学部附属特別支援学校

② 就職面接会

岡山労働局(ハローワーク)と連携して求職中の障害のある人に対して、障害のある人の雇用を検討している企業とのマッチングを行う就職面接会を開催し、障害者雇用の促進を図る。

《R4(2022)年度》 県下9ハローワークで開催

参加企業 53社、参加求職者 148人、就職件数 30人(R5.3.31現在)

(2) 障害者就業・生活支援センター

① 指定(障害者の雇用の促進に関する法律 第27条)

就業及びこれに伴う日常生活等の支援を必要とする障害のある人に対し、身近な地域において必要な指導や助言、その他の支援を行うため、国が委託設置する「障害者就業・生活支援センター」の指定を行う。

備前圏域：社会福祉法人旭川荘 (H14(2002). 5. 7指定)

倉敷・井笠圏域：社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団 (H16(2004). 7. 1指定)

津山・勝英圏域：社会福祉法人津山社会福祉事業会 (H19(2007). 4. 1指定)

高梁・新見圏域：社会福祉法人旭川荘 (H28(2016). 7. 1指定)

《R4(2022)年度》 ※就職件数にA型事業所を含まず。(R5.3.31現在)

備前	登録者	980名、就職件数	65件
倉敷・井笠	登録者	681名、就職件数	101件
津山・勝英	登録者	808名、就職件数	79件
高梁・新見	登録者	184名、就職件数	22件
計		2,653名	267件

②岡山県障害者就業・生活支援センター事業

上記①のうち、備前圏域及び倉敷・井笠圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、増大し多様化する障害ある人の要望にきめ細かに対応できるよう支援体制の充実を図ることを目的とする。なお、就業支援部分は労働雇用政策課、生活支援部分は障害福祉課が所掌している。

(3)手話相談員

耳の不自由な人に対する職業相談を円滑に実施するため、岡山、倉敷中央、津山のハローワークに各1名ずつ配置。各ハローワークで年間12日（倉敷中央は18日）。

(4)障害者雇用促進アドバイザー派遣

障害のある人の雇用を検討している中小企業等に、「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行うとともに、採用担当者向けの実地研修等を行い、障害者雇用の促進を図る。委嘱者は7名。

《R4(2022)年度》 相談・派遣 2件

(5)障害者雇用促進会議（セミナー）

法定雇用率を達成していない企業を対象にしたセミナーを岡山労働局（ハローワーク）と共催

《R4(2022)年度》 9/30（ピュアリティまきび） 参加企業数 24社

(6)障害者委託訓練

高等技術専門校が窓口になり、企業、社会福祉法人等、地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施することにより、障害者の就職促進を図る。

また、早期訓練コースとして、就職を希望しているが就職先が内定していない特別支援学校高等部等3年生を対象とした訓練を実施しており、教育・福祉から一般就労への切れ目のない就職支援を行っている。

《R4(2022)年度》 応募者2名（修了者 2名）

令和5年度 農福連携普及啓発推進事業

1 農福連携技術支援者の育成

(1) 農福連携技術支援者育成研修（農業版ジョブコーチ育成研修）の開催

農業者が障害者を受け入れる際に農業現場において関係者に実務的なアドバイスを
行う「農福連携技術支援者（農水省認定）」を育成する。

受講者：農福連携の支援に関わっている者、関わろうとする者

※農業普及指導員、JA営農指導員を含む

内 容：障害者への接し方、農業現場における障害者就労の実践的アドバイス
農業技術、作物の栽培特性や障害特性を踏まえた作業アドバイス

※状況に応じてWeb研修会とする。

実施時期：11月、12月11～13日の7日間

(2) 農福連携スタートアップの支援

三徳園に「農福連携農園スペース（野菜）」を設置。

野菜の作業方法について専門家を含めた支援チーム（作業療法士、三徳園、普及、
サポートセンター等）による検討を行う。

①検討作業

セルトレー苗・ポット苗の定植、枝豆の収穫後の調整

※農福連携できる作業の洗い出し、作業内容の伝え方・実施方法の検討等

②役割分担

三徳園：野菜ほ場の「農福連携農園スペース」栽培管理。

野菜作業方法の検討：支援チームへの参加、検討現場・資材の提供、
必要に応じ原状復帰

サポートセンター：野菜作業方法の検討の準備、支援チームの連絡調整、進行、
取りまとめ、見学会の実施

作業療法士：作業の工夫、視点等助言

県：普及推進課、普及センター等へ協力要請（技術に関する助言等）

(3) 農福連携スタートアップのマニュアル作成

農福連携事例調査を通じて、作業の細分化、難易度評価、作業割当の手法等につい
てマニュアルを作成し、農福連携をスムーズにスタートできるよう支援する。

加えて、先進事例における工夫している点等についてYouTube動画を作成し、これ
から農福連携に取り組もうと考えている方に広く情報発信を行う。

2 施設外就労コーディネーターの育成

農福連携推進セミナーの開催

各地域における農福連携の主体的・自主的な取組を促進するため、農福連携推進セ
ミナーを開催する。

参集者：先進農福取組農家や福祉事業所、市町村等関係者等事例に関係するメン
バーで構成

内 容：実際の農福作業における検討事項について優良事例を交えながら検討。

実施時期：6月～2月 適宜 実施回数：1回以上

定員
20名
受講無料

農福連携技術支援者 育成研修



～農福連携の実務的なアドバイスを行う人材を育成します～

「農福連携技術支援者」は、農業者、就労系障害福祉サービス事業所の職業指導員、障害のある人の三者に対して、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材です。修了試験を含む全ての研修課程を受講し、農林水産省から必要な知識と技能を身につけたと認められた方は「農福連携技術支援者」として認定されます。

日時・場所	講義内容	講師
11.7 (火) 9:00～16:30 ピュアリティまきび 岡山市北区下石井2-6-41	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携概論 ・障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み、関係機関の役割 ・農業と農村社会 ・農業経営の仕組み 	岡山県農福連携サポートセンター 岡山県障害福祉課 岡山大学 大仲克俊准教授
11.8 (水) 9:00～16:30 おかやま西川原プラザ 岡山市中区西川原255	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性と職業的課題の基礎 ・農業者による農福連携の経営実務 ・社会福祉と障害者福祉 ・障害福祉サービス事業の運営の実務 	美作大学 仲矢明孝講師 就実大学 千田雅之教授 岡山大学 吉利宗久教授 ㈱おおもり農園 大森一弘代表取締役
11.9 (木) 9:00～16:30 岡山県立青少年農林文化センター三徳園 岡山市東区竹原505	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業の流れ ・障害特性に対応した農作業支援技法（実地研修） 	三徳園 山陽学園大学 大島珠子助教
11.17 (金) 8:40～16:00 笠岡市・倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業の運営の実務（事業所視察） 	ど根性ファーム（笠岡市） ワークほほえみ船穂（倉敷市）
12.11 (月) 10:30～16:30 岡山県立青少年農林文化センター三徳園	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業の一般的な特徴 ・農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法 	（国研）農業・食品産業技術総合研究機構 中本英里研究員 兵庫県立大学 豊田正博教授 三徳園
12.12 (火) 9:00～16:30 岡山県立青少年農林文化センター三徳園	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法（実地研修） 	兵庫県立大学 豊田正博教授 三徳園
12.13 (水) 9:00～15:30 岡山県立青少年農林文化センター三徳園	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法（実地研修） ・修了試験・情報交換 	三徳園



お申し込みは
裏面の二次元
バーコードから

申込期限 令和5年9月28日

対象者

- ・すでに農福連携の支援に関わっている者又はこれから関わろうとする者
(例：農業者、農業法人、障害福祉サービス事業所のサービス管理者・職業指導員・生活支援員、県市町村職員、JA職員、民間企業、団体の職員、その他農福連携に関心がある者 等)
- ・農福連携技術支援者として岡山県内で活動できる者（近県の者を含む）
- ・修了試験を含む全ての研修課程を受講できる者
(※欠席された場合、農林水産省の認定は受けられません。)

定員 20名

※応募者多数の場合は選考の上、受講者を決定します。なお、岡山県内在住・在勤者を優先して選考します。

※受講の可否については、当課からメール(nosan@pref.okayama.lg.jp)にて10月6日頃を目安にご連絡いたします。

受講申込 岡山県電子申請サービスからお申し込みください。

URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=32198



注意事項

- ・新型コロナウイルスの感染状況により、研修が中止される場合があります。また、研修期間中に発熱等の体調不良が生じた場合は、受講を控えてください。
- ・実地研修では、農作業を行いますので、農作業に適した服装を着用のうえ、農業用機械や農機具等の操作もあることから、受講者各自の判断で、任意の傷害保険等への加入をお勧めします。また、当日は健康保険証を持参ください。
- ・視察研修では、受講者各自の判断で旅行保険等への加入をお願いします。
- ・最終日に修了試験を実施します。農林水産省は、受講者の修了試験の結果をふまえて、後日、必要な知識と技能を身につけた者を「農福連携技術支援者」として認定します。ただし、認定を受けるには、修了試験を含む全研修課程を受講する必要があります。
- ・農福連携技術支援者（農林水産省認定）は、国家資格ではありません。

問い合わせ先

岡山県農林水産部農産課 担い手育成班

TEL：086-226-7420



県内の就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ（概況）

県内の障害者総数 **約105千人**中、18歳～64歳の人数 **約42千人**

【内訳】身体70千人、知的19千人、精神16千人 ※難病のある人等は含まない。

うち18～64歳の人数（身体 約16千人、知的 約13千人、精神 約13千人）

一般就労への
移行の現状

①就労系障害福祉サービスからの一般就労移行者数

R4:412人（H29年度の約**1.3倍**）

②特別支援学校卒業生のうち約**24%**が一般就労へ移行（R3は約27%）

障害福祉サービス（就労系）

<約8,000人>

・就労移行支援	40事業所	538人
・就労継続支援A型	127事業所	2,392人
・就労継続支援B型	271事業所	5,095人
・就労定着支援	31事業所	250人

【出典】国保連データ、県障害福祉課調査 等

（R5年4月）

特別支援学校

卒業生 **315人**（R5年3月卒）

就労系障害福祉サービスから 一般就労への移行者数

310人 / H29 **411人** / H30
350人 / R元 **324人** / R2
357人 / R3 **412人** / R4
※H29年度の1.3倍

就職

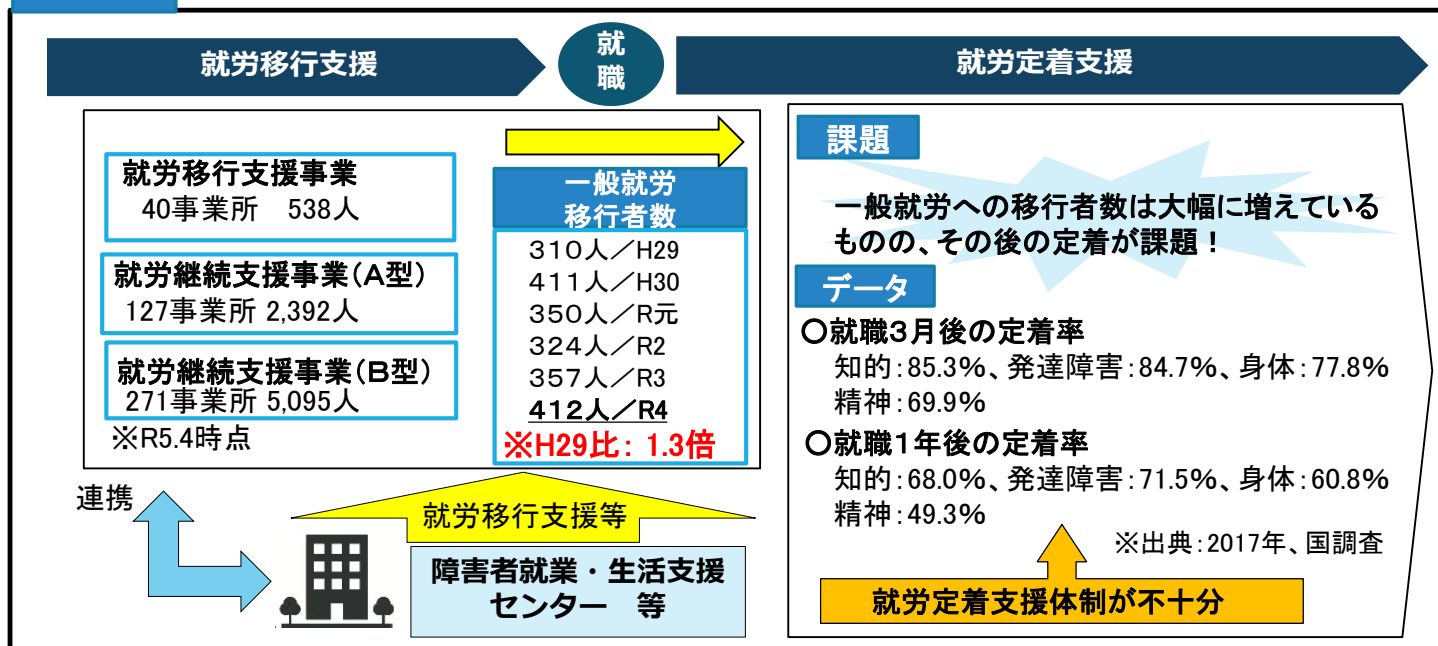
118人（A型除く） / H29
131人（A型除く） / H30
122人（A型除く） / R元
108人（A型除く） / R2
97人（A型除く） / R3
76人（A型除く） / R4

卒業・就職

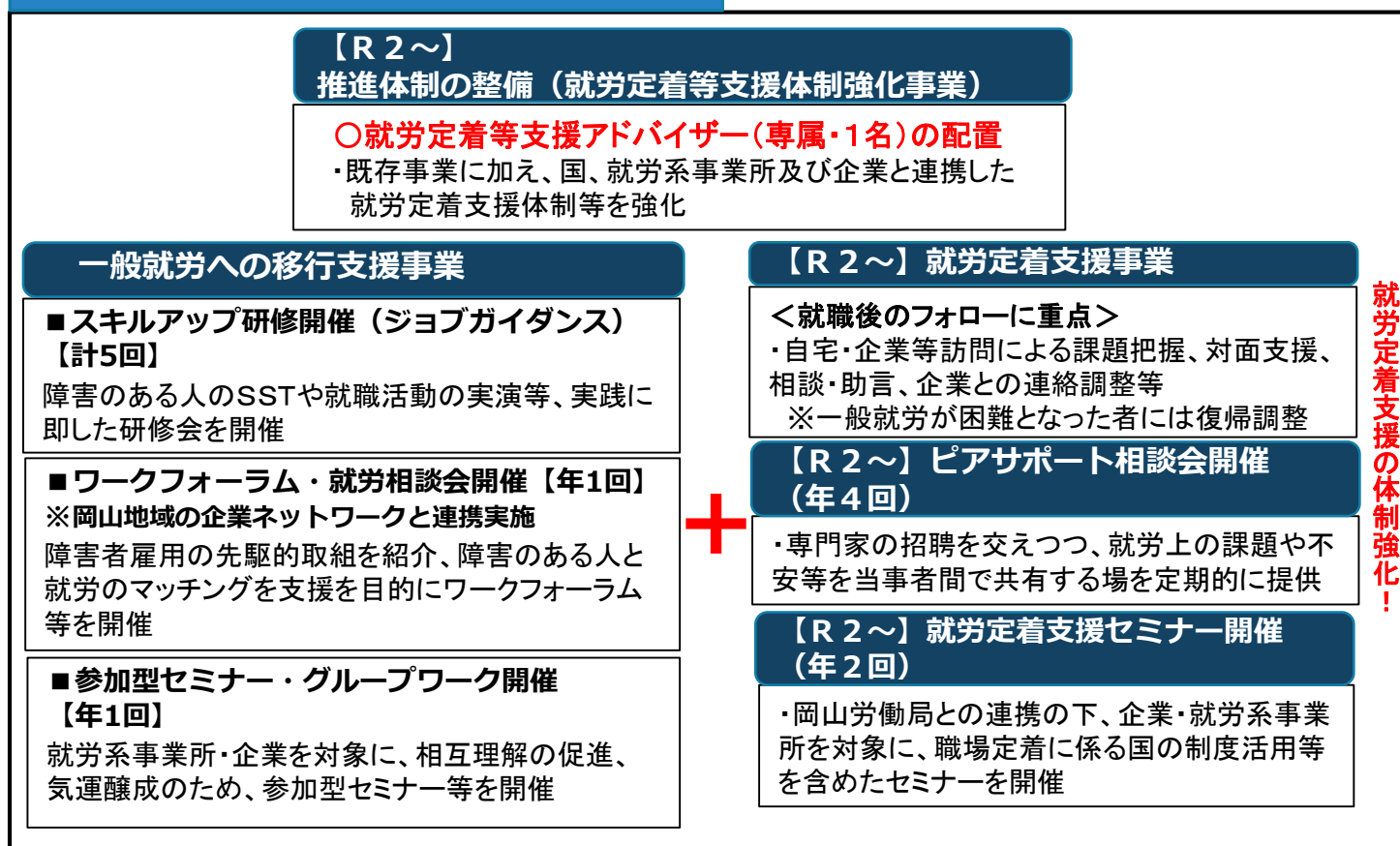
企業等

障害のある人の就労定着等支援事業

現状



障害のある人の就労定着等支援事業



【効果】

- 従前の障害のある人の「就労支援」に加え、本県独自の「就労定着」に軸足を置き取り組むことで、これまでの取組の成果を維持・拡大
 - 障害のある人の就労支援を通じた地域での自立・社会参加の促進
 - 個性と能力の発揮、生きがい創出(多様な人材の活躍・共生社会の実現に寄与)
 - 社会保障費(自立支援給付費)の抑制

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

【予算額】R5年度：13,015千円

概要

農業分野での障害のある人の就労の支援、工賃水準の向上や農業の支え手不足の解消等を図るため、岡山県農福連携サポートセンターを核に、各地域の農福連携の取組を支援していく。

実施体制

- 名称 岡山県農福連携サポートセンター
- 場所 岡山県セルプセンター内（岡山市北区南方2丁目13-1きらめきプラザ1階）
- 開設日 平成30（2018）年11月5日
- 開所日 平日10時～17時（土日・祝日は閉所）

■スタッフ配置

所長1名、農福連携推進員1名、農福連携アドバイザー2名（県OB）、その他4名
※アンダーラインは農福連携専任スタッフ（3名）

○農福連携推進員

販路開拓や施設外就労のマッチング支援の調整・仲介役等を実施

○農福連携アドバイザー（県OB）

農業に取り組む福祉事業所への技術指導・助言等を実施

岡山県農福連携サポートセンター<H30～>

①農業に係る施設外就労のマッチング支援

就労継続支援B型事業所等を対象に、農業生産者と福祉事業所のニーズをマッチング【R4実績】請負件数89件 人数3,700人 請負額18,000千円

②農産品の販路開拓や農作業の受注拡大

③本県独自の農福連携ブランド「ハレの福産良品」の認知度向上



【ブランドコンセプト】

障害のある方々や福祉に携わる人々が生産する商品に、たくさんの福を産んでほしいとの願いから「福産」と、それらの商品の品質が大変良いことを表したく「良品」と名付けました。

④農業に係る営農技術の指導・助言

農業の専門家（農福連携アドバイザー）を派遣

⑤農福連携実践体験会・研修会、スタディツアーの開催

⑥その他農福連携に取り組む福祉事業所等への支援、相談等への対応

農福連携マルシェの開催<H28～>

農業に取り組む福祉事業所の農産品・農産加工品の魅力発信や販路拡大を図るため、展示即売会を開催予定

【R4実績】

10月22～23日（岡山駅前広場で開催）



農福連携指導者養成農業研修コース実施<H31～>

農業と福祉をつなぐ身近な人材の育成を通じ、福祉事業所での農福連携の主体的な取組を支援

- ・対象者 福祉事業所支援員等
- ・会場 三徳園（県立青少年農林文化センター）
- ・期間 6月～2月※年間15回程度開催（予定）

【R4実績】

農業研修コース 15回開催 63人参加
農産物加工研修 6回開催 28人参加



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に関する政省令事項について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

2-① 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

現状・課題

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

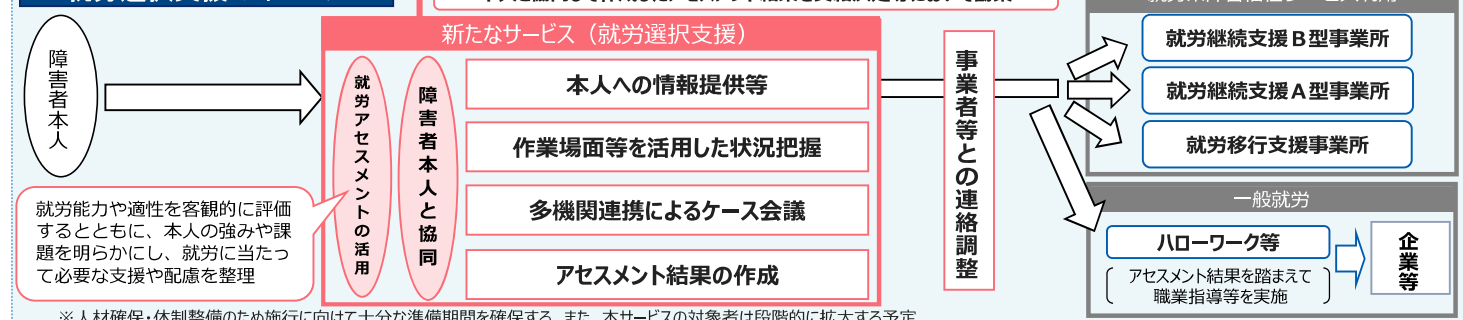
- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
 - ・ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）。
 - ・ **ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする**（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用
 - ・ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、退職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける**（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
 - ・ **一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。

就労選択支援のイメージ

本人と協同して作成したアセスメント結果を支給決定等において勘案



就労選択支援の創設についての政令事項・省令事項

概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

※ 障害者部会報告書（令和4年6月）を踏まえ、サービスの利用期間は、概ね2週間（最大でも2か月）程度とする

法の条文

第五条（略）

※ 第13項を新設

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①**主務省令で定める者**につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②**主務省令で定める事項**の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③**主務省令で定める便宜**を供与することをいう。

※ 施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

施行期日（案）

令和7年10月1日

省令の具体的内容（案）①

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

省令の具体的内容（案）②

①本人と協同して確認した就労選択支援を利用する障害者の

- ・ 障害の種類及び程度
- ・ 就労に関する意向
- ・ 就労に関する経験
- ・ 就労するために必要な配慮及び支援
- ・ 就労するための適切な作業の環境

②その他適切な選択のために必要な事項

省令の具体的内容（案）③

- ・ 障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整
- ・ 地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言
- ・ その他の必要な支援

※ 支給決定期間は1か月又は2か月で市町村が定める期間とする

※ 市町村は、支給要否の決定に当たり、当該申請に係る障害者が就労選択支援を利用している場合には、その評価及び整理の結果について、勘案する

※ 就労継続支援B型を利用する意向を有する者は、令和7年10月以降、利用申請前に、原則として、就労選択支援を利用することとする。ただし、同様のアセスメントが実施されている場合や本人の事情（障害特性や病状など）等により就労選択支援の利用に困難を伴う場合を考慮する。

9

一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用についての省令事項

概要

企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合に、一般就労中の障害者でも、就労系障害福祉サービスを一時的に利用※できることとする。

※ 障害者部会報告書（令和4年6月）を踏まえ、サービスの利用期間は、前者の場合は原則3～6か月以内（延長が必要な場合は合計1年まで）、後者の場合は企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）とする

法の条文

第五条（略）

13 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって**主務省令で定める事由**により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、主務省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって**主務省令で定める事由**により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

省令の具体的内容（案）

- ・ 通常の事業所に新たに雇用された後に所定労働時間の延長を図ろうとする場合又は休職から復職を図ろうとする場合

※ 支給決定期間は1か月から6か月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする

10